

平成29年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業  
(特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業)  
成果報告書

実施機関名 (国立大学法人 静岡大学)

1. テーマ

援助ニーズを有する全ての児童生徒を対象とした包括的支援体制構築に向けた学校づくりの開発研究

2. 問題意識・提案背景

義務教育段階の諸学校にあつては、医療や福祉など関係領域の専門的な知見の活用を視野に入れつつ、児童生徒一人ひとりの心理教育的なニーズを的確に把握し、適切な指導及び必要な支援を学校全体として計画的に取り組む包括的支援体制を早急に構築することが重要である。

発達障害などを背景として学校生活への適応上苦戦している児童生徒に対する適切な指導・支援を推進する際には、特別支援教育コーディネータや生徒指導主事主任など分掌上の役割従事者の間だけにとどめることなく、管理職から通常学級の担任まで学校が一丸となつて、予防的・開発的な視点を踏まえ、支援ニーズを有する全ての児童生徒に対する適切な指導・支援を計画的に推進することが求められている。

そのためには、学校生活への適応に課題のある児童生徒の理解と支援の取組を児童生徒の実態及び個々の特性に合わせて企画・実施・評価する仕組みを学校経営計画の中に明確に位置づけ、全職員がチームとして機能するような支援体制づくりと組織的な支援活動を進めることが必要であろう。

通常学校における発達障害や特別支援教育に関する教職員の理解や適切な対応方法に関する知識やスキルについては、この間の法改正や研修の強化などを背景に徐々に学校教育現場の中に浸透しつつある。しかしながら、そうした努力にもかかわらず、業務の繁忙化を背景に、校内における特別支援教育コーディネータと学級担任との間の連絡調整や、医療・福祉・司法など校外専門機関と学校との間の連携協力、異校種間の“切れ目のない支援”体制構築など、支援を要する児童生徒の学校適応の向上を目指して全校が一体的に取り組むための仕組みづくりの点ではなお課題が残されている。

それとともに、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の施行を受けて、これからの義務教育段階の諸学校は、校外の多様な資源を有効に活用し、学校と地域との協働関係に基づいた「地域とともにある学校」づくりを推進することが求められている。その場合、特別な支援を必要とする特定の児童生徒だけではなく、全ての児童生徒を対象として児童生徒が主体的・自立的に生きる力の育成を目指す取組を学校と地域とが連携してどのように構築するのかが今後の重要な課題となるであろう。

そこで、特別支援教育に関する先進的な実践を推進している学校を対象として、特

別支援教育コーディネータや生徒指導主事主任など関係者が児童生徒の学校生活面での困難さを的確に見立て、必要な支援の手立てを組織として考案・実践・評価するシステムが機能するための条件を明らかにするとともに、特別支援教育の視点を踏まえた学校と地域との協働関係に基づいた新たな学校づくりの方向性を義務教育段階の諸学校が展望するための手がかりを探ることが必要である。

### 3. 目的・目標

本事業においては、

(1) 支援を必要とする児童生徒の特性や課題を教職員が適切に理解し、的確な指導・支援を学校が組織として一体的に、かつ体系的に提供することを可能とする包括的な校内支援体制づくりを促進する条件を明らかにすることを第1の目的とする。

具体的には、まず第1に、静岡市において特別支援教育を先導的に進めている代表的な小・中学校各1校を対象に、特色ある形で支援活動を進行するに至った経緯や各学校の支援体制・活動の特徴、職員間の連携協力を確実にするための工夫などの“強み”や範例となり得る条件、課題などを関係者に対する面接調査を通して明らかにする(調査I-1)。さらに、先進的な取組を進めている東京都日野市の「発達・教育支援センター」及び実践校を視察し、学校における包括的支援体制づくりを促す条件を明らかにする(調査I-2)。

第2に、静岡市内の公立小・中学校の特別支援教育コーディネータを対象として、教職経験年数や特別支援教育コーディネータの指名回数、所属校における役割や活動内容、教職員との連携協力の実際、特別支援教育を進める上での課題などに関する質問紙調査を行い、特別支援教育コーディネータの視点から見た各学校における特別支援教育の現段階における特徴を探る(調査II)。

(2) 特別支援教育の視点を踏まえた校内支援体制の確立が、今後義務教育段階の諸学校におけるコミュニティスクール化を促進する条件の一つとして位置付けられるとの視点から、指定校における特別な支援を必要とする児童生徒を含めた全ての児童生徒を対象とする支援活動の試行的実践の事例分析を行い、これからの時代に期待される新しい学校づくりに寄与する手がかりを示すことを第2の目的とする。

具体的には、指定校のうち中学校に着目し、地域資源を活用した生徒の学習支援や人間関係づくりの促進を目的とする活動プログラムの成果と課題とを明らかにする(調査III)。合わせて、放課後学習活動の事業化を進めた校長への面接を通して、特別な支援を必要とする生徒への包括的な学校支援体制づくりのプロセスとコミュニティスクール化を展望した学校づくりとの関連性や校長のリーダーシップの在り方に関する見解などを明らかにし、特別支援教育の視点を踏まえた新しい時代の学校づくりに求められる条件や要因を示す(調査IV)。

### 4. 主な成果

(1) 目的①(調査I-1): 包括的な校内支援体制づくりを促す条件の分析  
1) ねらい

指定校2校の特別支援教育コーディネータ、生徒指導主事主任及び通級による指導担当者（合計6名）を対象として面接調査を行い、指定校各校における特別支援教育の現状と課題、支援体制・活動の実際、職員間の連携協力の現状などを知ることを通して、指定校各校の“強み”や範例となり得る条件、課題などを明らかにする。なお、面接の実施に先立って、『静岡大学ヒトを対象とする研究に関する倫理審査委員会』からの承認を受けた（第105号）。

## 2) 方法

①面接期日：2017年10月～11月

②面接対象者：指定校各校の特別支援教育コーディネータ、生徒指導主事主任及び通級による指導担当者（合計6名）

③面接の場所と所要時間：面接は指定校各校の会議室等で実施し、1人当たりの面接時間はおよそ60分間であった。発話記録については、学校長及び面接対象者の承諾に基づいてICレコーダーに記録した。

④面接の内容：基本情報、在籍校における分掌に関する活動状況、職員との連携協力の様子、担当者から見た所属校の特長と課題などに関する設問を用意した。

⑤面接記録の整理と分析：全ての発話記録を文字に変換し、逐語録を作成するとともに、面接のねらいとは直接かかわりのない情報を除外した面接記録表を被面接者ごとに作成し、分析の対象データとした。

## 3) 結果

指定校各校に共通する特長として以下の事項が挙げられ、通常学校における支援を要する児童生徒に対する包括的な支援体制づくりに関する重要な示唆が得られた。

①気になる児童生徒に関する情報が全職員に行き渡るルートが確立され、職員間の情報共有システムが機能している（職員間の情報共有システムの確立）。

②特別支援教育コーディネータ、生徒指導主事主任及び通級による指導担当者が毎日数回程度、短時間の情報交換を行う場を自主的に設け、さらに、学級担任や若手教員と意図的に「何気ない会話」をしながら子供理解や支援方法に関する情報を提供し、特別支援教育の担当者と他の教員間の緊密な関係づくりを進めている（担当者間の協働性の高さ）。

③特別支援教育コーディネータ及び生徒指導主事主任の授業時数が軽減されていたり、時間割編成上の工夫によりほぼ毎日同一時間帯に空きコマが用意されるなど、専任に近い形で活動に従事できるとともに、特別支援教育と生徒指導とが融合した体制が整備されている（職務に専念可能な体制の整備）。

④指定校各校はともに通級による指導を市内で初めて導入した学校であり、事情に詳しい教員が現在管理職を務め、また、専門性に優れた通級による指導担当者が複数名配置されていることから、通常学校における特別支援教育を推進するにふさわしい人材が登用されている（専門性に優れた職員の配置）。

⑤通級による指導を市内で先駆けて開設した当時の担当者がつくり上げてきた通常学校における特別支援教育実践の内容や体制の枠組が歴代の担当者の中で引き継がれ、学校の資産として職員間に共有されている（実践の成果の蓄積）。

また、指定校各校に共通する課題は、一部ではあるが特別支援教育に対する知識や関

心が十分であるとは言えない教員や、自らの経験的な知識に頼るあまり、特別支援教育コーディネータや通級による指導担当者からのアドバイスを容易には聞き入れようとしない教員が存在することである。この点に関してあるコーディネータから、指導や助言という形ではなく、その先生の良さを言葉にして表現したり、授業づくりや子供理解などより一般的な教員の職務に関する肩の凝らない対話を日常的に繰り返すことが重要であるとの指摘は、特別支援教育に関する教員の理解啓発にとって示唆に富んでいる（他の職員との日常的なかかわりづくりの重要性）。

一方、小学校と中学校との教員文化の違いからか、中学校ではとくに学年部の教員間の特別な支援を必要とする生徒の理解や見立て、支援策に関する共通認識の確立を重視している様子が見られた（小中間の学校文化の相違）。

## (2) 目的①（調査Ⅰ-2）：先進事例の分析

### 1) ねらい

通級による指導をはじめとして特別支援教育に関する全国的なモデル事業を展開している日野市発達・教育支援センター及び実践校を視察し、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の開発研究に役立つ手がかりを得る。

### 2) 訪問日時・場所

2017年12月6日（水）10:40-15:30

10:40～ 日野市立日野第二中学校視察と意見交換

13:00～ 日野市発達・教育支援センター視察と意見交換

### 3) 成果

①日野市第二中学校では、通級指導担当者（2名）はいずれも新採1，2年目の若手教員で、彼らの力量形成を図るために、1）管理職によるバックアップ体制が整っている、2）校内で授業研究など研修機会を数多く設けている、3）近隣の大学（明星大学）の特別支援教育専門家との間で定期的な学習会・事例検討会を開催している、などの仕組みが整っている。

②また、市内小・中学校各校には、一般生徒の中で学習面に不安を持つ生徒を対象に週平均2時間取り出し指導を行う「リソースルーム」（小全校 340名、中5/8校 69名）と特別な支援を必要とする生徒を対象とする「ステップ教室」（小全校 250名、中5/8校 24名）が設置され、対象生徒もそれ以外の生徒も「リソースルーム」への参加を肯定的に受け入れている。これには、平成19年度の立ち上げ当初から全市で自校通級指導方式が実施され、生徒にとっては別室による支援がなじみ深いものになっていることが関係している。

③日野市発達・教育支援センターでは、学校教育領域と福祉領域とが融合した施設運営が展開され、乳児の子育て支援から中学生段階の個別支援まで乳幼児・児童生徒を一貫性と連続性を保った支援が実施されている。

## (3) 目的①（調査Ⅱ）：静岡市における特別支援教育の実施状況の分析

### 1) ねらい

市内全校の特別支援教育コーディネータを対象として各校の特別支援教育の取

組の現状や特徴、課題などを明らかにし、調査 I-1 で示唆された通常学校における特別支援教育を推進するための条件と比較対照することで、各学校で取り入れることが可能なプランや手立てを策定するための手がかりとする。

## 2) 方法

①調査期日：2017年11月上旬

②調査対象者：静岡市立小・中学校全校129校（小学校86校，中学校43校）の特別支援教育コーディネータ。なお，回答は無記名。

③調査内容：教職経験年数や他の分掌との兼務の有無など基本情報，特別支援教育コーディネータとしての活動内容，所属校における特別支援教育の取組状況，職員間の連携協力の様子，特別支援教育を充実させるための具体的方策，特別支援教育コーディネータとしての工夫（自由記述），特別支援教育定着のための条件（自由記述）など。

④調査方法：調査内容に関する静岡市特別支援教育センターからの承認を受けるとともに，静岡市校長会の了承を受けて，質問紙を各学校に配布した。なお，回答済みの調査用紙は厳封の上，郵送による返却を依頼した。

## 3) 結果

現時点では調査データの入力が完了したところであり，本格的な分析はこれからという段階であるために確かなことは言えないが，回収された調査用紙の自由記述項目への回答を見る限り，多くのコーディネータは，ニュースの定期発行など教員間の情報共有がうまく進むための手立てを自発的に講じていたり，コーディネータとしての職務を果たすべく様々な工夫を凝らしている（空き時間に気になる子供の授業場面での様子を観察する，など）様子がうかがわれる。また，コーディネータとしての教職経験年数は教職歴が10年未満の者と30年以上の者とに二極化している傾向が見られる。さらに，学校規模や校種の違いによって特徴的な傾向が認められる可能性がある。

## (4) 目的②：指定校（中学校）における地域と連携した放課後学習支援活動を通じた新たな学校づくりの過程の分析

### 1) ねらい

指定校（中学校）におけるコミュニティスクール化を目指した新たな学校づくりの試みの一環として2017年10月にスタートした地域資源を活用した放課後学習活動のうち，静岡大学教職大学院と連携した学校適応に課題のある生徒を対象とする学習支援活動（「ステップアップ教室」，希望制）に焦点を当て，抽出生徒の学習改善や自己理解・他者理解の変容のプロセスを明らかにし，放課後学習支援の今後の在り方を探る。

### 2) 方法

①ステップアップ教室の運営形態：指定校（中学校）の特別支援教育コーディネータと参加大学院生，本事業代表者との合議により，毎週木曜日16:00-16:50とした。なお，本教室への参加は生徒の自由意思によるものである。

②学習内容：指定校（中学校）の要望と参加する大学院生が保有する免許教科を考

慮して、数学の学習支援とした。なお、参加する大学院生は昨年10月より同校で実習を積み重ね、ステップアップ教室に登録した生徒6名とはすでに面識がある。

③学習支援の方法：参加生徒一人ひとりの数学の既有知識やつまずきのある学習領域を本年度4月以降の授業観察や個別指導の時間でのかかわりを通して大学院生が把握し、適切な難易度と考えられる問題集やヒントを小冊子にまとめたものを教材とした。大学院生は基本的には対象生徒に学習を促すことはせず、本人が自発的に取り組むことを尊重するようにした。

### 3) 結果

対象生徒によって表れは様々であるが、10月のステップアップ教室開設以降継続的に参加した生徒については、学習に取り組む姿勢に変化の兆しが見られた。また、すでに大学院生との二者関係が一定程度成立している生徒については、わがままや甘えの表出など新たな関係性の変化が認められた。

今後ステップアップ教室が軌道に乗るにつれて、参加生徒の安心感や帰属意識が生じ、生徒同士のかかわりが増えたり、支援を行う大学院生との間でより親密な関係性ができあがることが期待される。

## (5) 目的② (調査Ⅳ)：指定校(中学校)校長を対象とする面接調査

### 1) ねらい

指定校(中学校)では校長のリーダーシップのもとに、コミュニティスクール化を目指して地域資源を有効活用した放課後学習活動に取り組んでいる。その中で「ステップアップ教室」は、特別な支援を必要とする生徒を含めた学習面に不安のある生徒に対する放課後学習支援活動である。校内での支援に閉じることなく、外部人材を活用した異なる支援の場や機会を提供する点で、これからの時代に期待される学校づくりとも密接に関連する。そこで校長としての理念・考え方を明らかにすることで、特別な支援ニーズを持つ児童生徒を含めた全ての児童生徒を対象とする支援の在り方に関する方向性や条件を探ることを目的とする。

### 2) 方法

①面接日：2017年11月27日(月)15:00～17:00

②面接場所：指定校(中学校)校長室

③面接内容：指定校の特別支援教育の取組の概要と校長としての評価、義務教育段階の特別支援教育の今後の在り方に関する見解、コミュニティスクール化の構想と特別な支援を必要とする生徒に対する支援活動との関連性など。

### 3) 結果

①特別支援教育の充実のグランドデザインへの明確な位置付けや特別支援教育コーディネータ及び生徒指導主事の業務に関する負担軽減措置、有能な人材の配置、職員間の情報共有システムの整備、通級による指導担当者や学級担任などそれ以外の教員との日常的な連携協力の仕組みづくりなど、置かれた学校条件に基づいて、特別支援教育の推進に関して教員が最大限の力量発揮が実現できるような学校運営を心がけている。

②発達障害傾向のある生徒のみならず、学力不振や反社会的行動傾向を示す生徒も

含め、学校適応上の課題を持つ生徒に対して、特別支援教育と生徒指導とを融合させた体制及び教員による支援活動を校内で展開するとともに、外部資源を活用して放課後学習支援のためのアクションプランを作成し、具体化している。

③学習支援や生徒の人間関係づくりを目的として、地域資源を活用しながら多彩な放課後学習活動を展開し、コミュニティスクール化の実現を目指そうとしている。

④これらの活動を現実化するための基本的理念として、コミュニティスクール化を展望した新しい学校づくりに関する明確なビジョンを持ち、校長自らが先頭に立って放課後学習活動の計画と運営組織づくりを行い、随所に優れたリーダーシップを発揮している。

## 5. 教育委員会及び指定校における取組概要

### (1) 指定小学校

#### ① 専門家を活用した学校経営計画等の策定

(指定校の取組)

市内で初めて通級による指導を開始し、その後も小学校における通級による指導のリーダー的な役割を担ってきた。下図に示すように、本校では教頭を中心に特別支援教育に関連する校内組織を整備し、支援を必要とする児童の見立てと支援策の策定・遂行と職員の研修(年間6回の開催)を中心的に担う「特別支援委員会」と、他校児童を含め専門性に優れた3名の常勤職員と1名の非常勤職員とで編成される「通級指導教室」、さらには、入学予定者への就学相談や在籍児童の特別な支援に関する相談を恒常的に行う組織も設置され、それぞれの分掌担当者を管理職が支え、機能する特別支援教育を実施する体制が整備されているところが本校の特色の一つである。

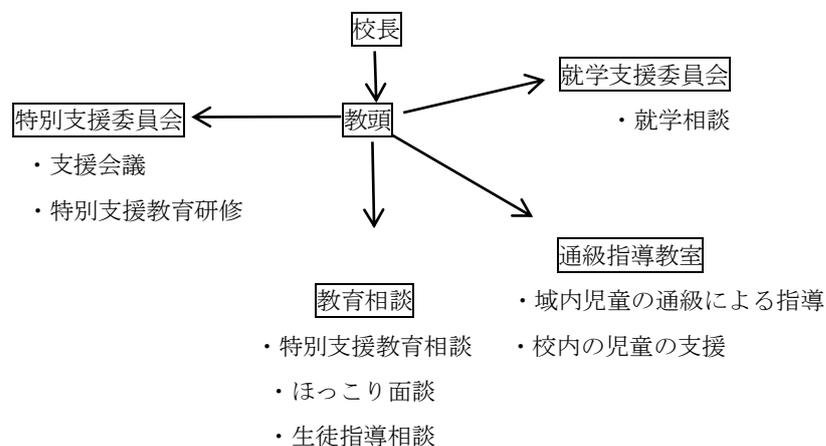


図1 指定校(小学校)における特別支援教育推進組織

また、図1に示す特別支援教育を推進するための校内体制を実質的に支える職員のほとんどが、特別支援学校での勤務歴や特別支援学級担任、通級指導教室の担当者の経験を持っている。とくに優れた専門性を必要とする通級による指導担当者の中に臨床発達心理士など特別支援教育に関する資格の保有者が複数名配置され、先進的な特別支援教育実践の裏付けとなる専門性の高さが確保されている点も本校の特色であるということが出来る。

こうした組織体制の整備及び職務にふさわしい力量豊かな職員配置が実現されている背景には、市における通級指導教室の初めての開設に携わったパイオニア的教員が、特別な支援を必要とする児童のアセスメントとそれぞれの発達の特性に応じた的確な指導支援の方法論上の基礎を作り上げたことが関係している。さらに、そうした人的資源を歴代の校長・教頭が全面的にバックアップしてきたという経緯がある。

このような状況的要因が作用した結果、本校の学校経営の重点目標のうちの一つに特別支援教育が明確に位置付けられ、職員が特別支援教育に関するさらなる理解を深め、適切な指導を継続的に行うことが明記されていることに結び付いている。本校職員が特別支援教育に関する知識とスキルを着実に備え、特別支援教育の優れた専門性を擁する職員との連携協力のもとに、支援を必要とする児童の見立てと手立てとを的確に判断し、実行するという学校教育目標の実現に近づくことで、本校は通常学校における特別支援教育推進のモデル校としての位置付けが明確になるであろう。

#### (主な成果)

(1) 指定校(小学校)担当学校経営アドバイザーがこれまでに本校を2回訪問し、校長・教頭などと意見交換を行うとともに、外部者から見たときの本校の特別支援教育実践の特長を整理した。

①第1回：2017年8月30日(水)。参加者(学校経営アドバイザー、校長、教頭、教務主任) 特別支援教育コーディネータ、生徒指導主任及び通級による指導担当者との面接結果の概要を報告し、指定小学校の強み(ア.管理職による人材の適正配置と教員間の情報共有の仕組みづくりが進んでいること：活動授業時数の軽減など専任に近い形で活動していること、共通の空き時間を設定し、支援を必要とする児童の見立てと支援策に関する検討をじっくりと行っていること、専門性の高い教員を通級による指導担当として配置していること、イ.特別支援教育担当者と他の教員間の良好な関係が構築されていること：公的な会議以外に短時間の打合わせを含め日常的な情報交換を積極的に行っていること、他の教員との関係づくりに気を配っていること)について説明した。

②第2回：2017年12月5日(火)。参加者(学校経営アドバイザー、教頭)

本校における特別支援教育のこれまでの到達点を維持する上での課題に関する意見交換を行った。その結果、本校の特別支援教育を推進する上で解決を要する課題として、第1に、体制の整備が進み、特別支援教育コーディネータや通級による指導担当者など特別支援教育に関する専門性の優れた教員が配置されていることが、学級担任の委任意識をかえって助長している可能性があること、第2に、家庭的背景によって継続性のある支援を必要とする児童数が増えつつあることから、既存の職員体制では十分な対応ができにくい状況が生まれつつあることである。

(2) 指定校(小学校)では、近年支援を必要とする児童数が増加傾向にあり、現有の職員だけでは対応することが困難な状況にある。そこで、学校経営アドバイザーが所属する静岡大学教職大学院の「学校における実習」の受入先として活用し、行動観察結果の解釈を学級担任に伝えることで学級担任に力量向上に貢献した。

② 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

(指定校の取組)

指定校(小学校)では、特別な支援を必要とする児童の心理・教育的アセスメントや支援計画の策定・実施・評価に関する体制が表7-1のように整備されている。

まず第1に、「気になる子の引継ぎ」を新旧担任に委ねるのではなく、特別支援教育コーディネータと特別支援教育に関する豊かな経験を有する教頭がメンバーとして加わり、“気になる子”の特性理解のために「引継ぎ表」に基づいて情報の共有を図るとともに、個々の児童を念頭に置いた合理的配慮のこれまでの実践内容を確認し、明確な形で継承するための手立てが明確化されている点が特徴的である。

また第2に、年間4回の定例開催を継続している「特別支援教育教員研修」は、合理的配慮の提供に関する職員全員参加の研修という意味を持ち、年度内における合理的配慮に基づいた環境等の整備や授業づくりの進展の様子に関して、全職員間で情報共有する場として重要な機会となっていることも本校の特徴である。

表1 合理的配慮の提供に関わる体制整備の現況

名称・目的	内 容	開催頻度
気になる子の引継ぎ	<p>【構成員】校長 教頭 教務 特別支援教育コーディネータ 旧担任 新担任 養護教諭</p> <p>【活動内容】気になる子の引継ぎ表をもとに現況や必要と思われる合理的配慮を引き継ぐ。</p>	年度当初開催
支援会議	<p>【構成員】校長 教頭 教務 特別支援教育コーディネータ 養護教諭 SC SSW r</p> <p>【活動内容】特別支援教育・生徒指導に係る近況について情報の共有化を図り、支援策について協議する。特別支援教育・生徒指導の体制整備について協議する。</p>	毎週水曜日
就学支援委員会	<p>【構成員】校長 教頭 教務 特別支援教育コーディネータ 生徒指導コーディネータ 学年主任 学級担任 養護教諭 通級指導教室担当者</p> <p>【活動内容】児童の実態、保護者の意向等をもとに学びの場の変更を視野に入れた合理的配慮を検討する。</p>	年5回開催 4月 7月 11月2回 2月
特別支援教育職員研修	<p>【構成員】全職員</p> <p>【活動内容】各学年から気になる子について報告し、実態や対応について共通理解を図るとともに学年ごとに個に応じた支援・合理的配慮について検討する。</p>	年4回開催
ケース会	<p>【構成員】管理職 特別支援教育コーディネータ 当該学年関係教員 通級指導教室担当者 養護教諭</p> <p>【活動内容】緊急性のあるケースについて個の実態に応じた支援・合理的配慮を検討する。</p>	必要に応じて 随時開催

巡回相談	<p>【構成員】管理職 特別支援教育コーディネータ 当該学年関係教員</p> <p>【活動内容】心理士等の専門家の見立てや医療機関等との連携が必要なケースについて支援・合理的配慮を検討する。</p>	申請が受理されたケースについて検討会を開催
SSWr・SCの活用	<p>【構成員】教頭 特別支援教育コーディネータ 生徒指導コーディネータ</p> <p>【活動内容】専門家による行動観察・保護者面談を行い、指導への支援・合理的配慮を検討するとともに家族支援について保護者に情報を提供する。</p>	必要に応じて随時開催

(主な成果)

本校の合理的配慮をすすめるための学校全体としての取組は、これまで構築されてきた様々な活動体制が、職員間の共通認識をさらに深め、合理的配慮に関する職員の知識水準の向上と授業や教室環境づくりに着実に反映されていることは、本校の特別支援教育コーディネータや生徒指導主任、通級による指導担当者に対する面接調査でも取り上げられている。たとえば、豊富な研修機会を通して合理的配慮に関する職員の知識やスキルの向上を図ろうとしたり、たとえば黒板周りの掲示物の整理に関して、できるだけ各教室でシンプルかつ分かりやすいレイアウトを心がけるよう学年部を中心とする職員間の話合いの機会を活用して職員間の認識の共通化を図ろうとする取組が実施されている。

本事業学校経営アドバイザーが適宜本校を訪問し、管理職との面談や特別支援教育コーディネータや通級による指導担当者との打合わせ及び助言を行った。

③発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

指定校の取組)

#### 1) 体制整備の在り方

障害の有無にかかわらず、特別支援教育に係るアセスメントと一体化してわずかな前兆を見逃さず、徹底した早期発見・早期対応に努めることを目標に、その実現を図るための体制整備がなされている。とくに、特別支援教育コーディネータと生徒指導主任とが授業時数の軽減など職務に専念可能な配慮を受けていることを通して、リアルタイムに必要な情報の交換・共有が可能になり、学級担任等への指導・助言が円滑になされていること、学級担任等への日常的な情報提供や特別支援教育担当者が他の職員とともに考え合うという姿勢を示すことで、気になる児童への配慮や学級内の子供同士の関係づくり、安心できる学級づくりにつながっていることから、生徒指導上の学校課題に対する迅速かつ機動的な体制が実現している。

#### 2) いじめ防止について

指定校(小学校)では、市の「いじめ防止等の基本方針」の改定を受けて、校内「いじめ防止等の基本方針」についての夏季校内研修を行い、今日的ないじめの捉え方や対応について全職員で学ぶ機会を設定している。

また、市の悩み事調査の年3回の実施(6月、10月、2月)に加えて、本校独自の取組として、無記名による「心のアンケート」を実施し、児童のいじめの実態の把握を実施した。調査結果については、職員会議等で情報の共有化が図られている。

その他、保護者のいじめチェックシートの活用、相談箱の設置、竹っ子カード連絡帳などの活用によりいじめの実態把握に努めている。

#### 3) 不登校対策について

不登校の根本的対策として、「教室環境・授業のユニバーサルデザイン化」を推進するとともに「一人ひとりの居場所づくり」を目標に「ぴかっとタイム」(友だちの良さを見つけあう場)の設定やペア活動、縦割り活動など授業以外の場での居場所づくりに努めている。発達障害を背景に持つと考えられる児童は特別支援教育コーディネータに、場合によっては自校通級の対象に、不登校や登校しぶりが見られる児童には生徒指導主任にというように、機械的な役割分業によることなく、全ての児童にとって生活しやすい環境や分かりやすい授業づくりを進めることが大切であるというユニバーサルデザイン化を念頭に置いた児童理解と対応を全校体制として進めるという点で職員間の合意が得られている点が特徴的である。

同様に、不登校には至らないものの欠席や遅刻が多い児童については、不登校の前兆として捉え、特別支援教育的対応や必要に応じて市教委(生徒指導担当指導主事)や相談センター、医療機関などと連携を図り、早期対応に努めている。

さらに、教室での学習が困難になった児童に対して、一定期間または臨時に級外職員や通級担当者が個別的支援を行い、居場所づくりに努めている。

#### 4) 貧困対策について

発達障害のある子供と家庭の貧困等の課題には一定の関連性があるとの視点に立ち、貧困対策の充実を図ることが発達障害のある子供やその家庭の支援につながると

いう立場で教育的支援に取り組んでいる。

また、就学援助費の申請について全家庭に周知し、諸会費滞納等がある家庭については、個別に申請を推奨している。さらに、就学援助費の受給の有無にかかわらず、経済的に困難性のある家庭については、スクールソーシャルワーカーを紹介し、ソーシャルスクールワーカーから行政支援につなげるよう努めている。

このように、指定校（小学校）をめぐる地域社会の変化に対応して、本校の特長でもある支援を必要とする児童の見立てと対応に関する体制整備と職員の意識啓発のこれまでの蓄積を生かして、特異的な行動の表われや友だちとの関係のつまずき、授業中の離席や他者への攻撃行動などいわゆる気になる児童の気になる行動を理解するためには、特別支援教育的な視点が有効であるとの共通認識のもとで、貧困等の課題を抱えた家庭を含めた全ての児童を視野に入れた教育的支援活動に取り組んでいることが本校の特色であると言える。しかしながら、このことがかえって支援を必要とする児童数の増加につながり、結果として職員の負担はかなりの域にまで達してしまっている可能性もある。

#### （主な成果）

指定校（小学校）の特別支援教育コーディネータや生徒指導主任、通級による指導担当者との面接調査や、校長・教頭・教務主任との対話、教頭を対象とする聞き取り調査などを通じて、本校の特別支援教育推進体制や職員間の連携協力の様子、貧困家庭出身の児童を視野に入れた教育的支援活動の展開など、生徒指導上の学校課題に対する取組の強みを明らかにするとともに、逆に体制整備や全ての児童を対象とする教育的支援活動が進展しているがゆえに見えてきた新たな課題もあることが印象的である。本校の校内体制の整備や職員の理解が進んだという条件のもとで見出された課題－現在の職員構成のもとでは、増加傾向にある支援を必要とする児童や家庭に対する行き届いた支援を実行するには十分な対応を遂行するには限界がある－は、先進的実践を蓄積してきたからこそ姿が現れたのであり、市内の他の小学校とは質の異なる新たな悩みを本校が抱えていることを示唆する。

本事業学校経営アドバイザーが適宜本校を訪問し、管理職との面談を通じて生徒指導上の課題に関する本校の取組に関する現状や課題の把握を行い、必要に応じて意見を述べた。

#### ④特別支援教育コーディネータの活動状況

1) 指名している人数：正1名 副1名

2) 管理職との役割分担

【校長】校内体制の整備（適正かつ効果的な校内人事）

【校長】経営方針を指示

【校長・教頭】アセスメントに基づく対応についての役割分担・支援内容の指示

【校長・教頭】校内体制の整備（校内委員会・支援会議の設置、特別支援教育と生徒指導の一体化）

【教頭】外部との連絡（医療、福祉、児童相談所、警察、教育行政）

【教頭】就学支援に関わる業務（困難ケースについての保護者面接、校内特別支援委員会の資料作成、市教委提出文書の収受・起案）

【教頭・教務主任】校内外の資源の調節（支援員・学生ボランティアの配置）

3) 具体的な業務内容

- ・気になる子引継ぎ会→資料取りまとめ進行
- ・支援会議→特別支援教育に関する情報提供・支援計画等の提案
- ・特別支援教育教員研修→研修の企画運営
- ・就学支援委員会→委員として参加し、情報提供・意見具申
- ・ケース会→メンバーとして参加し、対応策等を検討
- ・巡回相談→対象者の選定と保護者の承諾、相談当日の対応
- ・ほっこり面談（特別支援教育関係教育相談）→対象者の選定と学級担任・保護者への連絡
- ・個別の教育支援計画→点検と作成の推進

4) 軽減している業務：学級担任を免除

5) 人選方法や必要な資質

実績や特別支援教育に関する知見、学級担任や外部機関との調整能力の高い教員を指名している。

5) コーディネータの業務以外の業務

級外教員としての出張授業（図工、書写等14時間程度）、委員会活動・クラブ活動担当

6) コーディネータ育成のための教育委員会の取組

市特別支援教育センター（市教育委員会学校教育課所管）では、特別支援教育コーディネータ等の力量形成を図るために、下記のような研修を実施している。

### 特別支援教育センター主催研修

#### 特別支援教育研修

特別な支援を必要とする児童生徒の理解を一層深めると共に、校内体制・地域連携・関係機関との連携を構築していくための視点を育む研修です。

No.	研修名	講師	研修内容	昨年度参加者の声	日時
A 27 (新)	I 特別な支援を必要とする子どもの現状 ～家族との連携のあり方について～	酒野 巖 氏 静岡大学教授	特別な支援を必要とする児童・生徒の現状を家庭からの視点で捉え、家庭とどう連携を図っていくか具体的な示唆をいただくことができます。	6/7 (水) 午後	
A 28	II 読み書きの苦手な子どもの支援 ～学級での気づきと支援～	橋本 隆章 氏 横浜国立大学講師	「読み書き障害」のメカニズムや学校での支援や配慮について、基礎的な知識と具体的な対応を知ることができます。	◆子どもにとって学習しやすい方法・スタイルを見つけあげることが大切だとわかった。 ◆不登校の予防には、一人一人の特性を把握して、彼らが生きやすい環境を用意することが大切で、それはだれにも有効であるUDであることがわかった。	7/5 (水) 午後
A 29 (新)	III 今、学校現場で必要とされる特別支援教育 ～医療現場からの視点～	小森 繁一 氏 県立こども病院 発達小児科医師	今、必要とされる特別支援教育について、医療現場からの視点でどんな対応や支援が必要か、県立こども病院の小児科医として長年、発達障害をもつ児童生徒に携わってこられた講師から直接学びます。	9/19 (火) 午後	
A 30 (新)	IV 通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒への支援	師崎 弘 氏 常葉大学教授	通常学級における特別な支援が必要な子どもたちと数多くかかわられた経験をもとに、児童生徒の見取りと通常学級での適切な支援について学ぶことができます。	12/11 (月) 午後	

#### “通常の学級における” 特別支援教育研修

参加者個々の課題対応型講座  
特別支援教育の視点を学級経営に生かし、通常の学級における適切な支援を学ぶ研修です。講師による講話と参加者のみなさんの課題に応じた協議を通して、研修の充実を図ります。  
◆学級担任だけでなく、担任を支援する立場の先生方もぜひご参加ください。

No.	研修名	講師	研修内容	日時
A 31 (新)	①学校体制で取り組むソーシャルスキルトレーニング	村松 蘭子 氏 静岡市立城北小学校教諭	学校体制で取り組んだソーシャルスキルトレーニングの実践と、教科指導方向上研修の研修員の取組をもとに、通常学級でできるソーシャルスキルトレーニングについて学びます。	5/29 (月) 午後
A 32 (新)	②WISC-IV発達検査からの児童生徒理解と支援	伊藤 依子 氏 発達障害児支援団INPCO代表 特別支援教育スーパーバイザー	「WISC-IV 発達検査」を学校での支援に生かすため、特別支援教育スーパーバイザーの講師から発達検査による児童生徒理解について学びます。	9/29 (金) 午後
A 33 (新)	③通常学級のソーシャルスキルトレーニング入門	清水 直子 氏 静岡市立番町小学校教諭	通級指導教室の日々の指導と、特別支援教育センターの出張授業の実践から、通常学級ですぐに役立つソーシャルスキルトレーニングを、模擬授業を通して学びます。	11/14 (火) 午後

図2 静岡市特別支援教育センター主催の研修計画（2017年度）

このほか、静岡市特別支援教育センターでは、静岡市内各小・中学校の求めに応じて教員向けの研修や、校内のケース会議のスーパービジョン、気になる児童生徒の行動観察、保護者面接などに職員を派遣して、各学校の特別支援教育コーディネータとの連携を図っている。

## (2) 指定中学校

### ① 専門家を活用した学校経営計画等の策定

#### (指定校の取組)

本中学校は、平成 25 年に静岡市の中学校では初めてとなる通級指導教室を開設し、静岡市の中学校における通級による指導のリーダー的役割を果たして来た。同時に同校では、平成 28 年度着任の校長がコミュニティスクール化を展望した学校経営を進め、その際の基本的な理念として、特別支援教育的な視点を踏まえた包括的な校内支援体制の確立と校外専門機関との連携協力及び職員の専門性向上・理解啓発という課題を一体のものとして捉え、地域資源の有効活用と地域と学校との融合的な支援の取組という視点から、支援を必要とする生徒の学習面での課題解決を中心に、全ての生徒を対象として「自ら考え、行動する」生徒の実現に向けた精力的な取組を進めている(図 3)。

その一環として、平成 29 年度においては、「放課後ステップアップ教室」を立ち上げ、学習面の不安を抱えた生徒を対象に、生徒本人の主体性を基本として、毎週木曜日の放課後に静岡大学教職大学院との連携のもとに、個別支援に近い形で数学を窓口として学習支援活動を展開している。この点に関して事業代表者は、「学校経営アドバイザー

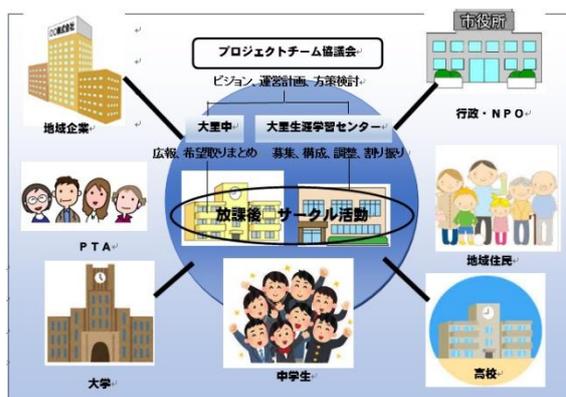


図 3 指定校コミュニティスクール化のイメージ図

として「ステップアップ教室」の構想づくりや具体的な設計などに関する意見の提供を行うとともに、同教室の円滑な運営のために教職大学院学生の派遣の仕方や参加形態、活動内容などについて調整を図ってきた。

#### (主な成果)

「放課後ステップアップ教室」に参加する生徒の多くは、通常の授業場面における学習行動にほとんど意欲的な姿勢を示すことができず、学力面においても最も低位層に属する生徒である。一部は自校通級生徒でもあり、かねてより特別な支援を必要とする生徒として校内支援委員会に関係職員から注目されるとともに、具体的な場で学級担任や特別支援教育コーディネータ、支援員、通級による指導担当者から個別支援計画に基づく支援を受けてきた生徒が多数である。こうした個の特性に着目して、教室という場で対象生徒に即した支援計画を策定・遂行・評価するシステムが指定中学校で機能しているという条件の下で、さらに放課後という縛りのない場を設定し、生徒本人の自発性を尊重し、他の生徒やステップアップ教室を担当する教職大学院学生との交流を通して学習面での不安や課題を少しでも解消するというねらいは、以下の理由からこれからの通常学校における特別支

援教育の在り方を模索する上で極めて示唆的である。第1は、支援を必要とする生徒に対して学級担任や通級指導担当者など教室における職員による教育的支援と合わせて、放課後という自由な空間を活用して多様な場と形式で学習面での支援機会を用意するという個に対する包括的な支援に結びつくという点である。また第2には、教職大学院学生という学校教育教員とは立場が異なる者との間で人間関係づくりを基調としながら心理的安定の獲得や自己否定感からの回復につながる可能性を持つことである。

専門性に優れた通級による指導担当者の複数配置や、特別支援教育コーディネータと生

徒指導主事とが支援を必要とする生徒の課題の見立てとそれぞれの特性に応じた支援計画の立案・遂行・評価を一体的に実施するというシステムが機能しているという本校独自の資源を生かして、特別支援教育の視点を踏まえるとともに、さらに今後の通常学校におけるより包括的で一貫性・連続性を持ち、支援を必要とする生徒のニーズに対応した成長を促す効果的な仕組みが構築されている点が本校の最大の強みであり、これからの学校に期待される役割や機能を先取りするモデルとなりうる実践を進めていると言えよう。

なお、本校のグランドデザインを図4に示す。特別支援教育に関するこれまでの実践的な取組の成果を受けて、「指定中教員メソッド」として「環境整備」「授業改善」「生徒指導」「特別支援教育」という4つの柱が明確な理念として位置付けられていることから、指定中学校の取組は、先進的な実践を積み重ねている学校として社会的波及効果を期待することができる。

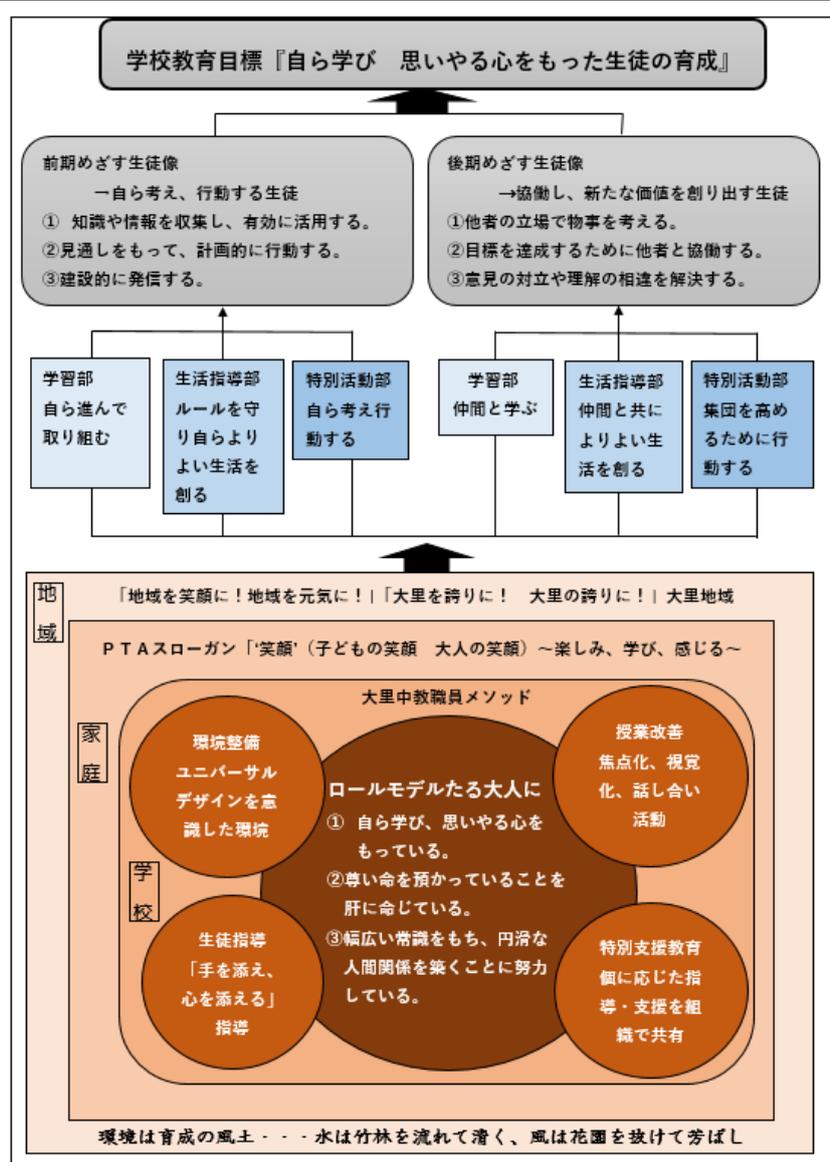


図4 指定校のグランドデザイン

## ②合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

### (指定校の取組)

図4に示したように、指定中学校におけるグランドデザインの中に、「環境整備」が重要な柱として明確に位置付けられている。ユニバーサルデザインを意識した校内環境整備を職員の共通理解に基づいて具体化を図る試みは、2年前から本事業の学校経営アドバイザーの一人が定期的に指定中学校を訪問し、特別支援教育コーディネータや通級による指導担当者を対象として、授業のユニバーサルデザイン化や学校・教室における合理的配慮の基本的な考え方と方法に関する定期的な指導・助言や全職員を対象とする校内研修機会を設定してきたことによって、次第に校内に定着してきたという経緯がある。

とくに授業のユニバーサルデザイン化に関しては、「焦点化」「視覚化」「共有化」の3つのキーワードに基づいて、音声言語に加えて視覚化された情報提示手段を併用するなどの発問や指示の仕方の改善、展開が分かるように整理された板書の工夫、ノートやファイルの有効活用、教室掲示物の精選など、様々な研修機会や「生徒指導部会」などを活用してできるだけ職員間で共同歩調をとることができるような取組を進めている。

### (主な成果)

授業のユニバーサルデザイン化や学校・教室における合理的配慮に関する職員研修機会を設けたり、学年主任を通して全教員に特別支援教育や生徒指導上の課題と学校としての方針が行き渡る重要な場である「生徒指導部会」で特別支援教育コーディネータからの実践例の紹介などの場面を多様な形で紹介することによって、職員の理解が着実に進み、学校全体が落ち着いた雰囲気になってきたという学校長の評価が面談の中で紹介された(2017年11月27日(月))。

しかしながら、指定中学校の特別支援教育コーディネータに対する面接では、“特別支援に対してかかわり、協力をしてくれる先生方は多いのですが、一部の先生方はあまり興味がない点が課題です。”との発話が見られたことから、授業のユニバーサルデザイン化や合理的配慮に関する姿勢や捉え方に職員間の個人差が存在していることが当面の課題となる。

本校の管理職との面談や特別支援教育担当教員との面接での発話記録を手がかりに本事業の学校経営アドバイザー間で検討したところ、中学校特有の学校文化(教科担任制、部活指導の比重、生徒をおとな扱いすることによる教員—生徒間の距離、学年部の相対的独立性など)の影響や、指定中学校が学級数22(特別支援学級を除く)、教員数が41名という大規模校であることなどが関係している可能性が指摘された。

これからの時代は、通常学校において特別支援教育の視点からの児童生徒の見立てやユニバーサルデザイン化の観点に立った授業づくりや環境整備の進め方に関する教員の知識理解の水準の向上が求められている。その中で、指定中学校のような特別支援教育の視点を十分に踏まえた教育実践を他校のモデルにもなり得るような形で進めている中学校でも、職員の知識やスキル、意欲などが個人によって多様である状態が維持されている点は今後の検討課題となるであろう。

なお、本事業学校経営アドバイザーが適宜本校を訪問し、管理職との面談や特別支援教育コーディネータや通級による指導担当者との打合わせと助言を行った。

③発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

(指定校の取組)

指定小学校の場合と同様に、指定中学校においても特別支援教育コーディネータが職務に専念できるような人員配置と配慮が行われている。第1に、授業時数型の職員に比べて軽減されていること（一般の職員の授業時数が平均して22コマ程度であるのに対して、本校の特別支援教育コーディネータは12コマ）によって、一定以上の空き時間が確保され、校内委員会で名前が挙がった生徒の授業場面での行動観察や、学級担任からの情報収集と専門的な立場からの見立てと手立てに関する助言、学習支援室における個別の支援、生徒指導主事や通級による担当者との情報交換・共有などに積極的に取り組む条件が整っている。第2に、時間割編成上の工夫によって、生徒指導主事とほぼ毎日のように共通する空き時間が確保され、支援を必要とする生徒の見立てと特別支援教育的観点からの指導が必要か、それとも生徒指導的な観点からの指導が先行すべきかなど、詳細な見立てと割り振りの判断のための時間が保証されている。こうした負担軽減と専任に近い形での職務上の配慮が有効に機能し、可能な限り早期発見・早期対処が可能となっている点が本校の生徒指導上の課題に対する体制整備上の最大の特徴である。

指定中学校生徒指導主事に対する面接では、昨年度までに比べ、今年度は生徒指導上の問題に対する対応の在り方に関する職員間の合意形成が進んだことが紹介された。昨年度までは、傷害事案のような重大事態発生時に対する学校の対応が生ぬるいとの批判が一部の職員から露にされることがあったという。今年度においては、事件＝警察という図式と行為の背景理解と教育的支援の必要性という考え方との相違を踏まえた上で、生徒指導上の問題の理解と対応に関する基本原則を職員間で共有することに主眼を置いた学校経営が遂行された。1つは、「指定中教職員メソッド」（図4の下部）に示されているように、授業づくりや生徒指導、学級経営など中学校教員としての職務の基本理念を可視化し、職員間で合意形成を図る機会を設けたことである。2つには、前述のユニバーサルデザイン化や合理的配慮に関する職員研修に力を入れたことである。3つには、“気になる生徒”や“生徒指導上の問題を抱えた生徒”に関するいろいろな情報を盛り込んだ電子データを作成し、学年主任が出席する「生徒指導連絡会」を通して全職員が回覧する仕組みを整えたことである。

このように、指定中学校では今年度、特別支援養育の視点を踏まえ、職員の理解啓発と情報共有の仕組みをつくり出すことで生徒指導上の課題に取り組む体制づくりを進めている。

(主な成果)

こうした今年度の学校改善の試みがどのような成果をもたらしたかについては、まだ年度の途中であることもあって明確な形で述べることはできないが、参考までに、本年10月の中間的な段階で指定中学校職員の学校に対する満足度を調べた結果を図5に示す。本項に関わる設問への回答傾向を見ると、“手を添え、心を添える生徒指

導”や“学校組織を意識した連携”，“個別の教育支援計画，個別の指導計画の活用”などで前年度に比べて数値が上昇していることを読み取ることができる。

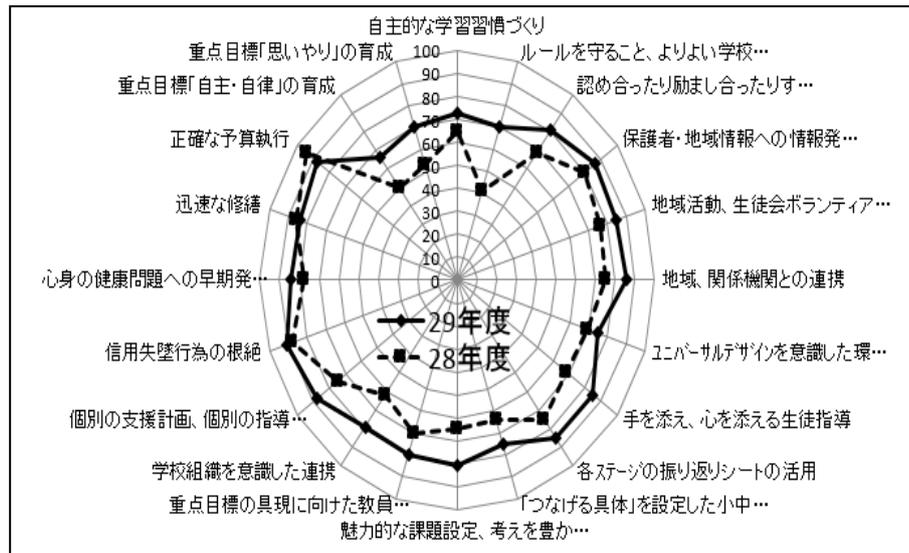


図5 指定中学校職員による10月時点での学校評価

以上から、特別支援教育の視点を踏まえた管理職によるマネジメントが職員間の情報共有，研修，特別支援教育コーディネータと生徒指導主事との緊密な連携など，体制の整備充実につながり，職員の満足度も昨年度に比べて全体として向上していることが分かる。

本事業の学校経営アドバイザーは、「ステップアップ教室」に通う生徒の状況を指導学生である教職大学院学生から情報として入手し，変容の様子や他者との関係づくりに関する助言を行ってきた。その結果は，教職大学院生を通じて，また，学校経営アドバイザーと校長との面談との機会を通じて学校側に提供された。

#### ④特別支援教育コーディネーターの活動状況

1) 指名している人数：1名

2) 指名している者ごとの具体的な職務内容（校長，教頭等管理職との役割分担）

以下に示す通りである。

- ・校内委員会など児童生徒の支援に関する情報を共有する会議の企画運営
- ・事例検討会議（ケース会議）の企画実施
- ・気になる生徒の行動観察など実態の把握
- ・特別支援教育に関する保護者からの相談への対応
- ・特別支援教育に関する校外研修の情報提供
- ・個別の教育支援計画の作成支援
- ・医療や福祉など校外専門機関との連絡調整
- ・隣接校種（小学校）との連絡や情報交換
- ・学級担任からの相談への対応
- ・他の教職員からの情報収集
- ・「生徒指導部会」（毎週）への参加
- ・「相談部会」（毎週）の主催
- ・学年主任や管理職も交えた「生徒指導連絡会」への参加（毎週）
- ・特別支援教育に関する研修会などの情報提供や発達障害に関する職員の理解啓発のための「お便り」の発行

毎週開催される「生徒指導連絡会」で支援を必要とする生徒の現況や課題，見直しなどを報告したり，必要に応じて緊急の情報を管理職に直接伝えたりする機会を設けることで，コーディネータとして把握している情報が管理職との間で共有する体制が確立している。管理職は，必要な情報を確実にコーディネータから入手することができ，「静岡市発達障害センター」や「静岡市適応指導教室」など外部機関の活用や生徒の処遇に関する判断を適切に行うことができている。

3) 軽減している職務内容

授業時数の縮減（一般職員が週平均の授業時数が22～23コマのところ，コーディネータは12コマとしている）及び他の分掌との兼務を避けるなど，コーディネータとしての職務に集中できるような環境が整備されている。また，部活動顧問からも外している。

さらに，生徒指導主事とほぼ毎日1時間，同一時間帯で空きコマを確保できる時間割編成が実現され，緊密な連携のもとで情報共有や支援策の確認ができているほか，双方の間で生徒の状況に応じた適切な役割分担が実現されている。

4) 特別支援教育コーディネータとして職務に従事している時間数（月平均）

特別支援教育コーディネータの平均的な一週間の活動スケジュールは以下の通りである。

月・・・2校時（生徒指導部会），4校時授業

火・・・1校時（生徒指導連絡会），3，4校時授業

水・・・2，3校時授業

木・・・1校時（カウンセラーとの打ち合わせ会），2校時（相談部会），3，4校時授業，

放課後（カウンセリング結果報告）

金・・・2校時（主任会），3，4校時授業

それ以外の時間は，上述の特別支援教育コーディネータとしての職務に従事しているほか，不登校生徒への電話かけや家庭訪問，別室生徒対応を行っている。

さらに，今年度については学校として新たに取り組んだ「放課後ステップアップ教室」の企画運営に携わり，教室支援員の確保，希望する生徒へのガイダンス，保護者への説明などを行った。

5) 特別支援教育コーディネーターの人選方法や必要な資質

学校長の特別支援教育コーディネータに求める資質は明確で，特別支援教育に関する十分な知識やスキルのほか，生徒や保護者，周囲の教員を巻き込んで組織化し，必要な行動や姿勢を引き出す能力，すなわちファシリテーション能力が重要であるとの考えを示している。現在の特別支援教育コーディネータは本校着任後4年目を迎え，初年度には通級による指導担当を務め，2年目からは特別支援教育コーディネータとして指名されて現在3年目を迎えている。現任校への着任以降の職員評価に基づいて，特別支援教育コーディネータとしての適性を的確に判断し，数年先を見越した人事配置が行われていることがうかがわれる。

6) 特別支援教育コーディネーターの学校における通常の役職，任期

前述したように負担軽減措置によって特別支援教育コーディネータにきたされる職務を着実に遂行できるような人材配置が行われている。本校は学級数が22という大規模校であり，多様な特性を持つ生徒が在籍するとともに様々な家庭的背景を有する生徒が在学していることや，幼保・小学校時代の様子に関する情報を収集する必要があることから，学校長は，少なくとも3年間，できれば4，5年間継続して同一職員を特別支援教育コーディネータとして指名する考えを持っている。状況を俯瞰的に把握することが必要であるからである。

7) 特別支援教育コーディネーター育成のための教育委員会としての取組（指定校（静岡市立指定小学校）と同じ。P13）

## 6. 今後の課題と対応

本事業の取組から浮かび上がってきた課題と解決の方向性については、以下の諸点を指摘することができる。

### (1) 特別支援教育担当者の多忙化と人員不足について

コーディネータなど指定校の特別支援教育担当者に対する面接調査や静岡市内小・中学校の特別支援教育コーディネータ対象の調査から示唆された課題の一つは、特別支援教育担当者の多忙化である。2つの指定校では授業時数の軽減や他の分掌との兼務を避けるなどの措置が取られているが、他の多くの学校では、特別支援教育コーディネータが学級担任や生徒指導主事主任を兼務している。特別な支援を必要とする児童生徒が平均的な学級で複数名存在し、貧困や家庭的背景による影響を受けて学校生活への適応に困難さを示す児童生徒のことも考え合わせるならば、特別支援教育コーディネータを中心により確実な見立てと支援の手立てを個に応じた計画し実践することは、他の分掌を兼務している状況からすれば極めて困難であると言わざるを得ない。

現在文部科学省では学校における働き方改革に関する審議が進められ、学校が担うべき業務の精選が行われようとしているが、それと同時に、支援を必要とする児童生徒の見立てと手立てを学校教育現場で安定的に遂行できる体制を整備することが急務である。その場合、職員数を増員したり、支援員など一定の経験と知識を有する人材を増やすことは一つの方策として有効ではあるが、昨今の財政事情からすれば現実的ではない。

この点に関して、指定校の一つである静岡市立指定中学校の試みは一考に値する。同校は、コミュニティスクール化を展望し、地域の諸資源と学校との協働を通して目指す生徒の育成に取り組もうとしている。特別に支援を必要とする生徒だけではなく全ての生徒を対象に、その自主性や主体性を尊重しながら、地域社会の多様な人材との相互交流を通して自己理解と他者理解を深め、自己学習能力を備えた生徒の育成を心がけている。今後通常学校においては、特別支援教育な視点を踏まえた子供理解と個に応じた適切な支援の手立てを学校が置かれた状況に合わせて展開することが望まれていることから、学校だけではなく地域が一体となって、多様な活動や様々な人々との出会いと交流する機会を設定し、支援を必要とする児童生徒だけではなく全ての児童生徒の成長を支える包括的な児童生徒支援体制を学校と地域とが連携協力してつくり上げようとする流れは、今後の新たな学校づくりとも密接に関連している。

### (2) 特別支援教育担当者と一般職員との間の認識水準の相違について

指定校の特別支援教育コーディネータや通級による指導担当者、管理職との面接の中で明らかにされた2つめの課題は、各学校における特別支援教育担当者と一般職員との間の認識上の相違である。

両校の特別支援教育コーディネータからは、特別支援教育に対する知識や関心が十分であるとは言えない教員や、特別支援教育担当者からの助言に抵抗感を示す教員の存在が指摘され、指定校の管理職からは、専門性が高い特別支援教育担当者の存在がかえって一般教員からの委任意識を生み出すことへの懸念が表明された。

特別支援教育に関する担当者と一般職員との間の認識の乖離が生ずる原因の一つは、専門家の講話を聴くといった既存の研修方式が日常の特別な支援を必要とする児童生徒の見立てとそれに基づく確かな支援計画の策定と実行に結びついていないところにあるように思われる。研修は日頃の教育実践に具体的な形で活用されて初めて効果があるのであり、そのためには、それぞれの学校の特別支援教育コーディネータとの間で、具体的な児童生徒の事例に関する理解・解釈や見立て、さらにそれらに基づく効果のありそうな支援策を計画・実行・評価する仕組みが恒常的に構築されることが望ましい。すなわち、研修と日々の実践との有意的結合を図ることが必要であろう。

さらに、特別支援教育に関する専門家と非専門家という区別意識が知らず知らずのうちに双方の間につくり上げられていることも関係しているように思われる。このようなつくり出された空気を変更するためには、特別支援教育担当者と一般職員との間に、単なる支援対象児童生徒に関する情報伝達という一方向的な関係性だけでなく、困難さを持つ児童生徒のよりよい成長のために立場や考え方の違いを了解しつつ同等のパートナーとして互いに学び合い、共同作業を行うという「越境的交流」(香川・青山, 2015, 「越境する対話と学び」) に基づく相互関係が確立されなければならない。助言者一被助言者関係から逃れ、一般職員のこれまでの教育観・指導観の転換に対する抵抗を和らげるためには、指定小学校通級指導担当者による発話(通級指導担当者用の職員室がある2階から降りて来て“1階にある職員室で一般職員と何気ない会話を行う”)努力と工夫を凝らすことで、双方に共有理解部分をつくり上げることが有効であろう。

### (3) 特別支援教育担当者の力量向上システム確立の必要性

3つ目の課題は、静岡市の場合、指定校のような特別支援教育に関する先導的実践を蓄積してきた学校や通級指導教室が設置されている学校など専門性を備えた職員が複数名配置されている学校以外では、担当者が他の分掌との兼務を余儀なくされていたり、適任者が見当たらないなどの理由で、支援を必要とする児童生徒や保護者からの要請に十分な形で応えることが困難であるという状況を指摘することができる。いずれ教育職員免許法が改定され、特別支援教育に関する知識とスキルの獲得を教員養成教育の中にしっかりと組み込むことになることが予定されているが、現状では各学校で特別支援教育を着実に実施するために求められる資質能力を備えた職員数はそれほど多くはない。

そこで、静岡市に限って言えば、特別支援教育を担うために必要な職員の力量を育てるための研修システムを開発することが必要である。そのためには、前述の東京都日野市の若手教員育成システムが参考になる。また、集中開催の形態よりも、期間を一定程度空けてその間に研修内容を実践にどのように活用したのか、また事例児童生徒への支援の取組の成果と課題などを参加者間で話し合う、いわゆるケースメソッド方式を取り入れ、On-the-job-training 型の仕組みを構築することが求められるであろう。すでに出来上がりつつある専門性の優れた教員のネットワークを活用したり、静岡大学の専門家を巻き込むなど、確実に力量向上を図ることができるような手立てを講ずることも必要であろう。

#### (4) コミュニティスクール化を見通した新たな学校づくりの追究

静岡市立指定中学校では、コミュニティスクール化を目指して本年度より地域資源を有効に活用した放課後学習支援事業がスタートした。本事業との関連から言えば、特別支援教育の視点を踏まえたこれからの学校づくりとも密接な関連性を持っている。本事業の成果と合わせて今後の学校づくりを展望する際の視点として以下の事項を指摘することができるであろう。

##### ①個人的信念に基づく支援からエビデンスに基づく支援へ

どちらかと言えば経験則に頼った、職員一人ひとりの個人的な信念に基づく支援を必要とする児童生徒の見立てと手立てから、特別支援教育の実践や関連する研究分野の成果を取り入れた根拠のある実践を目指すことが求められる。このことは、生徒指導や授業づくりに関しても同様であろう。

##### ②個人的奮闘からチームによる対応へ

コーディネータや通級による指導担当者など職務遂行上専門的な知識を備えることが必要とされる職員や個人的な努力によって特別支援教育に関する知識やスキルを獲得してきた職員は、各学校における特別支援教育を推進する中心的な担い手である。しかしながら、先述したように、専門性に優れた職員が存在することが専門家に委ねた方がうまく行くという一般職員の誤信念をかえって強化してしまうという逆説的な側面も見受けられる。このことは、学級担任やコーディネータなど担当者の個人的奮闘によるだけでは限界があり、だからこそ学年部を基盤とするチームによる支援体制づくりを追求する必要性があることを意味している。この場合、チーム構成員全員が高い専門性の水準を確保するという方向性ではなく、専門性や教育観・指導観に関して多様性を持った職員間の対話を通じた「柔らかな連携協力関係」づくりを目指す方が望ましく、また現実的でもある。

##### ③特別な支援を必要とする児童生徒から全ての児童生徒に開かれた支援へ

これからの学校には、ある特定の児童生徒を対象とする特別な支援ではなく、全ての児童生徒が自分自身や周囲の他者に対する理解を深め、自主的・主体的に課題を発見し、取り組み、自ら考え、行動する自分づくりを進めて行くことを学校として支援する仕組みを導入することが求められる。これまで特別支援教育領域で蓄積されてきた児童生徒の困難さの見立てや理解の方法とその背景にある理論や、個の特性に応じた配慮や学習支援の方法、授業づくりのノウハウなどは、通常学校でも当然ながら活用可能である。したがって、特別な児童生徒だけではなくむしろ全ての児童生徒にこそ開かれるべきであろう。

##### ④学校単独から地域資源の有効活用へ

これから学校のコミュニティスクール化が進行する際には、大学や高校、NPO や行政、企業、地域住民など地域の諸資源を有効活用し、児童生徒の成長につなげて行くことが求められる。成績評価などの厳しい縛りがない自由で開放的な雰囲気のもと、教員や他の児童生徒という限られた学校社会の人間関係を超えて多様性のある人々との関係づくりの体験を得ることは、児童生徒の自己信頼感や有用感の形成と主体的な自分づくりに肯定的影響を与えることが期待される。このことは、特別な支援を必要とする児童生徒にとって、様々な他者との関係づくりの中で成長する

機会を保証することの大切さをあらためて思い起こさせる。

## 7. 指定校について

(小学校) 2018年1月1日現在

指定校名：静岡市立指定小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	93	3	88	3	105	4	105	3	88	3	82	3
特別支援学級												
通級による指導 (対象者数)	0		5		2		1		4		5	
	校長	副校長 ・教頭	主任教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	1	23	1	0	2	2	1	1	0	33

※特別支援教育コーディネータの配置人数：1

※特別支援学級の対象としている障害種：特別支援学級は設置していない

※通級による指導の対象としている障害種：LD, ADHD, 自閉症

(中学校) 2018年1月1日現在

指定校名：静岡市立指定中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	255		8		219		7		241		7	
特別支援学級	3		1		2		1		0		0	
通級による指導 (対象者数)	3				7				7			
	校長	副校長 ・教頭	主任教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	1	29	1	0	8	3	3	1	9	57

※特別支援教育コーディネータの配置人数：1

※特別支援学級の対象としている障害種：知的

※通級による指導の対象としている障害種：LD, ADHD, 自閉症

## 10. 問い合わせ先

組織名：静岡大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻

- (1) 担当部署 生徒指導支援領域
- (2) 所在地 静岡市駿河区大谷 836
- (3) 電話番号 054-238-4706
- (4) FAX 番号 054-238-4706
- (5) メールアドレス harada.tadashi@shizuoka.ac.jp